

「日本古典文学学術賞」選考要綱

平成19年10月25日
制 定

改正 平成20年 5月15日

改正 平成21年 6月 3日

改正 平成24年 2月 9日

改正 平成25年 3月 8日

改正 平成28年 3月 8日

改正 平成29年 3月15日

改正 平成31年 2月21日

改正 令和 4年 5月26日

改正 令和 5年 5月24日

改正 令和 6年 5月17日

1 趣 旨

国文学研究資料館賛助会（以下「賛助会」という。）に、日本古典文学会賞を継承し、若手日本古典文学等研究者の奨励、援助を目的とする、日本古典文学学術賞（以下「学術賞」という。）を設ける。

2 選考委員会

学術賞の選考を行うため、賛助会に選考委員会を置く。

3 選考委員

選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 関連諸学会から推薦された委員 6名以内
- (2) 賛助会運営委員会委員 1名
- (3) 国文学研究資料館教員 1名
- (4) 選考委員会が必要と認めた委員 若干名

4 選考委員の任期

委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

5 委員長及び副委員長

- (1) 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、選考委員会を主宰する。
- (3) 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、委員長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代行する。

6 選考委員会の議事

- (1) 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、外国出張等海外渡航中の場合には、委員の数に含めない。
- (2) 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 対象者

対象となる業績の発表時に40歳未満の研究者とする。

8 対象とする業績

前年の1月から12月までに公表された、日本古典文学（古典と近代、古典文学と日本語学その他隣接諸学にまたがるものを含む）に関する著書とする。

9 選考方法

選考委員からの推薦及び過去の受賞者（日本古典文学会賞・日本古典文学学術賞）からの推薦による対象者の著書を選考委員会で審議するものとし、自薦は受け付けない。

10 受賞者

受賞者は、3名以内とする。

- 11 発表方法
国文研ニュース及び国文学研究資料館ホームページ等にて公表する。
- 12 授賞式
原則として「古典の日」（11月1日）前後の日を実施する。
- 13 賞及び賞金
受賞者には、賞状と賞金20万円を授与するものとする。
- 14 その他
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。